

様式第17の4（第23条の9の3関係）

接続約款設定（変更）届出書

令和5年10月4日

総務大臣 殿

郵便番号 100-6150
(ふりがな) とうきょうとちよだくながたちょう
住所 東京都千代田区永田町2-11-1
(ふりがな) かぶしきがいしやえぬ・てい・てい・どこも
氏名 株式会社NTTドコモ
代表取締役社長 井伊 基之
登録年月日 平成16年4月1日
登録番号 第74号
連絡先

電気通信事業法第34条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款を変更するので届け出ます。

実施期日	令和5年10月11日
------	------------

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

添付資料

別紙 接統約款新旧対照表

接続約款新旧対照表 (2023/10/11 改正)

新		旧	
(用語の定義) 第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。		(用語の定義) 第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。	
用 語	意 味	用 語	意 味
1～26	(略)	1～26	(略)
27 ワイドスター通信サービス	当社のワイドスター通信サービス契約約款に基づいて提供する電気通信サービス	27 ワイドスター通信サービス	当社のワイドスター通信サービス契約約款に基づいて提供する電気通信サービス
<u>27-2 ワイドスターⅢ通信サービス</u>	<u>当社のワイドスターⅢ通信サービス契約約款に基づいて提供する電気通信サービス</u>	28～39	(略)
28～39	(略)	40 契約者回線	FOMAサービス契約約款、Xiサービス契約約款、5Gサービス契約約款、ワイドスター通信サービス契約約款及び専用回線等接続サービス契約約款に係る契約に基づいて契約者が指定した移動無線装置等と当社との間に設定される電気通信回線
40 契約者回線	FOMAサービス契約約款、Xiサービス契約約款、5Gサービス契約約款、ワイドスター通信サービス契約約款、 <u>ワイドスターⅢ通信サービス契約約款</u> 及び専用回線等接続サービス契約約款に係る契約に基づいて契約者が指定した移動無線装置等と当社との間に設定される電気通信回線	41	(略)
41	(略)	42 中継交換機	FOMAサービス、Xiサービス、5Gサービス及びワイドスター通信サービスの中継交換を行う交換設備
42 中継交換機	FOMAサービス、Xiサービス、5Gサービス、 <u>ワイドスター通信サービス及びワイドスターⅢ通信サービス</u> の中継交換を行う交換設備	43～56	(略)
43～56	(略)		

接続約款新旧対照表 (2023/10/11 改正)

新	旧
<p>(接続により提供する機能)</p> <p>第9条 当社は、接続により別表1（接続により提供する機能）の1-1（基本接続機能）、1-2（付加接続機能）及び1-3（個別占有的接続機能）に掲げる接続機能を提供します。</p> <p>2 当社は、当社の契約者に対しFOMAサービス契約約款、Xiサービス契約約款、5Gサービス契約約款、<u>ワイドスター通信サービス契約約款又はワイドスターⅢ通信サービス契約約款</u>により提供している付加機能のうち、別表1（接続により提供する機能）の1-4（付加機能接続機能）に掲げる機能に接続する機能を提供します。</p> <p>(相互接続通信の切断)</p> <p>第45条 当社は、FOMAサービス契約約款、Xiサービス契約約款、5Gサービス契約約款<u>及びワイドスターⅢ通信サービス契約約款</u>中通信の切断に係る規定、並びにワイドスター通信サービス契約約款中通話の切断に係る規定に準じ相互接続通信を切断することがあります</p> <p>(相互接続通信及び他社相互接続通信の制限)</p> <p>第46条 当社は、通信が著しく輻輳し、通信の全部を接続することができなくなったときは、当社のFOMAサービス契約約款、Xiサービス契約約款、5Gサービス契約約款、<u>ワイドスターⅢ通信サービス契約約款</u>及び専用回線等接続サービス契約約款中通信利用の制限に係る規定、並びにワイドスター通信サービス契約約款中通話利用の制限に係る規定に準じ相互接続通信を制限することがあります。</p> <p>2 前項の規定による場合のほか、当社は、FOMAサービス契約約款、Xiサービス契約約款、5Gサービス契約約款、<u>ワイドスターⅢ通信サービス契約約款</u>中通信時間等の制限に係る規定、ワイドスター通信サービス契約約款中通話時間等の制限に係る規定、並びに専用回線等接続サービス契約約款中通信利用の制限に係る規定に準じ、通信が著しく輻輳するときは、相互接続通信の通信時</p>	<p>(接続により提供する機能)</p> <p>第9条 当社は、接続により別表1（接続により提供する機能）の1-1（基本接続機能）、1-2（付加接続機能）及び1-3（個別占有的接続機能）に掲げる接続機能を提供します。</p> <p>2 当社は、当社の契約者に対しFOMAサービス契約約款、Xiサービス契約約款、5Gサービス契約約款又はワイドスター通信サービス契約約款により提供している付加機能のうち、別表1（接続により提供する機能）の1-4（付加機能接続機能）に掲げる機能に接続する機能を提供します。</p> <p>(相互接続通信の切断)</p> <p>第45条 当社は、FOMAサービス契約約款、Xiサービス契約約款及び5Gサービス契約約款中通信の切断に係る規定、並びにワイドスター通信サービス契約約款中通話の切断に係る規定に準じ相互接続通信を切断することがあります。</p> <p>(相互接続通信及び他社相互接続通信の制限)</p> <p>第46条 当社は、通信が著しく輻輳し、通信の全部を接続することができなくなったときは、当社のFOMAサービス契約約款、Xiサービス契約約款、5Gサービス契約約款及び専用回線等接続サービス契約約款中通信利用の制限に係る規定、並びにワイドスター通信サービス契約約款中通話利用の制限に係る規定に準じ相互接続通信を制限することがあります。</p> <p>2 前項の規定による場合のほか、当社は、FOMAサービス契約約款、Xiサービス契約約款、5Gサービス契約約款中通信時間等の制限に係る規定、ワイドスター通信サービス契約約款中通話時間等の制限に係る規定、並びに専用回線等接続サービス契約約款中通信利用の制限に係る規定に準じ、通信が著しく輻輳するときは、相互接続通信の通信時間又は特定の地域の当社の契約者回線等への通信を制限することがあります。</p>

接続約款新旧対照表 (2023/10/11 改正)

新	旧
<p>間又は特定の地域の当社の契約者回線等への通信を制限することがあります。</p> <p>3 当社は、前2項の規定により相互接続通信を制限する場合には、最大限の疎通の確保に努めます。この場合において、相互接続通信とその他の通信を公平に扱うものとします。</p> <p>4 協定事業者は、協定事業者の電気通信設備において他社相互接続通信を制限するときは、最大限に疎通を確保し、他社相互接続通信とその他の通信を公平に扱うよう努めることとします。</p> <p>5 当社及び協定事業者は、相互接続通信又は他社相互接続通信を制限する場合には、協定事業者と協議の上定める保守確認事項により協力するものとします。</p> <p>(個別契約事業者に対する契約者情報の提供)</p> <p>第82条 当社は、協定事業者(別表2(接続形態)において指定する接続形態において、利用者料金設定事業者となる国際系事業者に限ります。以下、この条において同じとします。)から、お客様情報照会書によりFOMAサービス、Xiサービス、5Gサービス、ワイドスター通信サービス及びワイドスターⅢ通信サービスの契約者に係る契約者回線番号等又は契約者の住所等の情報の提供を求められた場合は、次の場合に限り、その提供を求められた情報(その契約者の住所等が変更されているときは、変更後の契約者の住所等とします。)を提供します。この場合において、当社は、契約者情報の提供対象となる契約者(以下、この条において「対象契約者」といいます。)の氏名及び契約者回線番号等の不一致等により回答できないときは、その旨協定事業者に通知します。</p> <p>(1) 対象契約者がその協定事業者の契約者及び契約の申込みをした者(以下、この条において「契約者等」とします。)であること。</p> <p>(2) 対象契約者の氏名及び契約者回線番号等が、当社の契約者の氏名及び契約者回線番号等と一致すること。</p> <p>(3) その協定事業者が、その契約者情報の提供を当社から受け取ることに付いて、対象契約者の同意を書面により得ていること。</p> <p>(4) 協定事業者は、提供された契約者情報の取扱いにあたって、「<u>個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)</u>」等の法令等を遵守すること。</p>	<p>3 当社は、前2項の規定により相互接続通信を制限する場合には、最大限の疎通の確保に努めます。この場合において、相互接続通信とその他の通信を公平に扱うものとします。</p> <p>4 協定事業者は、協定事業者の電気通信設備において他社相互接続通信を制限するときは、最大限に疎通を確保し、他社相互接続通信とその他の通信を公平に扱うよう努めることとします。</p> <p>5 当社及び協定事業者は、相互接続通信又は他社相互接続通信を制限する場合には、協定事業者と協議の上定める保守確認事項により協力するものとします。</p> <p>(個別契約事業者に対する契約者情報の提供)</p> <p>第82条 当社は、協定事業者(別表2(接続形態)において指定する接続形態において、利用者料金設定事業者となる国際系事業者に限ります。以下、この条において同じとします。)から、お客様情報照会書によりFOMAサービス、Xiサービス、5Gサービス及びワイドスター通信サービスの契約者に係る契約者回線番号等又は契約者の住所等の情報の提供を求められた場合は、次の場合に限り、その提供を求められた情報(その契約者の住所等が変更されているときは、変更後の契約者の住所等とします。)を提供します。この場合において、当社は、契約者情報の提供対象となる契約者(以下、この条において「対象契約者」といいます。)の氏名及び契約者回線番号等の不一致等により回答できないときは、その旨協定事業者に通知します。</p> <p>(1) 対象契約者がその協定事業者の契約者及び契約の申込みをした者(以下、この条において「契約者等」とします。)であること。</p> <p>(2) 対象契約者の氏名及び契約者回線番号等が、当社の契約者の氏名及び契約者回線番号等と一致すること。</p> <p>(3) その協定事業者が、その契約者情報の提供を当社から受け取ることに付いて、対象契約者の同意を書面により得ていること。</p> <p>(4) 協定事業者は、提供された契約者情報の取扱いにあたって、「電気通信事</p>

接続約款新旧対照表 (2023/10/11 改正)

新	旧
<p>(5) その他契約者情報の提供にあたって、当社の業務遂行上支障がないこと。</p> <p>2 当社は、協定事業者から前項に規定する契約者情報の提供を求められた場合であって、F O M A サービス契約約款、X i サービス契約約款、5 G サービス契約約款、<u>ワイドスター通信サービス契約約款及びワイドスターⅢ通信サービス契約約款</u>に定める住所変更の届出があったときは、その異動内容及び異動年月日の情報を提供します。</p> <p>3 当社は、協定事業者から F O M A サービス、X i サービス、5 G サービス、<u>ワイドスター通信サービス及びワイドスターⅢ通信サービス</u>の契約者に係る契約者回線番号等の異動情報の提供を求められた場合は、第 1 項各号の規定に加え、次の場合に限り、その求められた情報を電子ファイルにより提供します。ただし、この場合において第 1 項第 1 号に定める規定については、契約の申込みをした者を除くものとし、第 1 項第 2 号に定める規定については、契約者の氏名を含まないものとし、</p> <p>(1) 協定事業者が当社に、当社が情報提供処理に必要な対象契約者の契約者回線番号等の情報を、電子ファイル（当社及び協定事業者間で決定した方法に限り、）により提供すること。</p> <p>(2) 協定事業者の使用目的が料金請求、回収等特に業務遂行上必要な用途であること。</p>	<p>業における個人情報保護に関するガイドライン（平成16年総務省告示第695号）等の法令（以下、「個人情報保護ガイドライン等」といいます。）を遵守すること。</p> <p>(5) その他契約者情報の提供にあたって、当社の業務遂行上支障がないこと。</p> <p>2 当社は、協定事業者から前項に規定する契約者情報の提供を求められた場合であって、F O M A サービス契約約款、X i サービス契約約款、5 G サービス契約約款及びワイドスター通信サービス契約約款に定める住所変更の届出があったときは、その異動内容及び異動年月日の情報を提供します。</p> <p>3 当社は、協定事業者から F O M A サービス、X i サービス、5 G サービス及びワイドスター通信サービスの契約者に係る契約者回線番号等の異動情報の提供を求められた場合は、第 1 項各号の規定に加え、次の場合に限り、その求められた情報を電子ファイルにより提供します。ただし、この場合において第 1 項第 1 号に定める規定については、契約の申込みをした者を除くものとし、第 1 項第 2 号に定める規定については、契約者の氏名を含まないものとし、</p> <p>(1) 協定事業者が当社に、当社が情報提供処理に必要な対象契約者の契約者回線番号等の情報を、電子ファイル（当社及び協定事業者間で決定した方法に限り、）により提供すること。</p> <p>(2) 協定事業者の使用目的が料金請求、回収等特に業務遂行上必要な用途であること。</p>

接続約款新旧対照表 (2023/10/11 改正)

新	旧														
<p>料金表 通則</p> <p style="padding-left: 20px;">(消費税相当額の加算)</p> <p>1 第53条(従量制の網使用料等の支払義務)から第56条の4(業務支援システムの利用に係る費用の支払義務)までの規定その他この約款の規定により料金表に定める料金等の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。</p> <p style="padding-left: 20px;">(料金等の臨時減免)</p> <p>2 当社は、災害が発生したときは、特定端末系事業者の公衆電話から発信する通信について、第53条(従量制の網使用料等の支払義務)の規定にかかわらず、臨時に、料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)第1欄、第2欄、第4欄、<u>第4欄の2</u>及び第5欄に規定する料金額を減免する場合があります。</p> <p>第1表 接続料金 第1 網使用料 1 適用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%; text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(1)~(5)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(6) 衛星電話接続機能 <u>(ワイドスター)</u> に係る料金の適用</td> <td>衛星電話接続機能 <u>(ワイドスター)</u> に係る料金については、2(料金額)(4)の料金額を適用します。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>(6)の2 衛星電話接続機能(ワイドスターⅢ)に係る料金の適用</u></td> <td><u>衛星電話接続機能(ワイドスターⅢ)に係る料金については、2(料金額)(4)の2の料金額を適用します。</u></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(1)~(5)	(略)	(6) 衛星電話接続機能 <u>(ワイドスター)</u> に係る料金の適用	衛星電話接続機能 <u>(ワイドスター)</u> に係る料金については、2(料金額)(4)の料金額を適用します。	<u>(6)の2 衛星電話接続機能(ワイドスターⅢ)に係る料金の適用</u>	<u>衛星電話接続機能(ワイドスターⅢ)に係る料金については、2(料金額)(4)の2の料金額を適用します。</u>	<p>料金表 通則</p> <p style="padding-left: 20px;">(消費税相当額の加算)</p> <p>1 第53条(従量制の網使用料等の支払義務)から第56条の4(業務支援システムの利用に係る費用の支払義務)までの規定その他この約款の規定により料金表に定める料金等の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。</p> <p style="padding-left: 20px;">(料金等の臨時減免)</p> <p>2 当社は、災害が発生したときは、特定端末系事業者の公衆電話から発信する通信について、第53条(従量制の網使用料等の支払義務)の規定にかかわらず、臨時に、料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)第1欄、第2欄、第4欄及び第5欄に規定する料金額を減免する場合があります。</p> <p>第1表 接続料金 第1 網使用料 1 適用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%; text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(1)~(5)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(6) 衛星電話接続機能に係る料金の適用</td> <td>衛星電話接続機能に係る料金については、2(料金額)(4)の料金額を適用します。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(1)~(5)	(略)	(6) 衛星電話接続機能に係る料金の適用	衛星電話接続機能に係る料金については、2(料金額)(4)の料金額を適用します。
区 分	内 容														
(1)~(5)	(略)														
(6) 衛星電話接続機能 <u>(ワイドスター)</u> に係る料金の適用	衛星電話接続機能 <u>(ワイドスター)</u> に係る料金については、2(料金額)(4)の料金額を適用します。														
<u>(6)の2 衛星電話接続機能(ワイドスターⅢ)に係る料金の適用</u>	<u>衛星電話接続機能(ワイドスターⅢ)に係る料金については、2(料金額)(4)の2の料金額を適用します。</u>														
区 分	内 容														
(1)~(5)	(略)														
(6) 衛星電話接続機能に係る料金の適用	衛星電話接続機能に係る料金については、2(料金額)(4)の料金額を適用します。														

接続約款新旧対照表 (2023/10/11 改正)

新					旧				
2 料金額					2 料金額				
区 分		単 位	料金額	備考	区 分		単 位	料金額	備考
(1) ~ (3)		(略)	(略)	(略)	(1) ~ (3)		(略)	(略)	(略)
(4) 衛星電話接続機能 <u>(ワイドスター)</u>		1 秒ごとに	3.51094円	—	(4) 衛星電話接続機能		1 秒ごとに	3.51094円	—
<u>(4)の2 衛星電話接続機能 (ワイドスターⅢ)</u>	<u>ア 通話モード接続機能</u>	<u>1 秒ごとに</u>	<u>3.48506円</u>	<u>—</u>					
	<u>イ ショートメッセージ通信モード接続機能</u>	<u>1 通信ごとに</u>	<u>0.38997円</u>	<u>—</u>					
別表 1 接続により提供する機能 1 - 1 基本接続機能					別表 1 接続により提供する機能 1 - 1 基本接続機能				
区 分	内 容		備 考		区 分	内 容		備 考	
<u>衛星電話接続機能 (ワイドスター)</u>	当社のワイドスター通信サービス契約者回線との通信を行う機能		—		衛星電話接続機能	当社のワイドスター通信サービス契約者回線との通信を行う機能		—	
<u>衛星電話接続機能 (ワイドスターⅢ)</u>	<u>当社のワイドスターⅢ通信サービス契約者回線との通信を行う機能</u>		—						

接続約款新旧対照表 (2023/10/11 改正)

新			旧		
1 - 4 付加機能接続機能			1 - 4 付加機能接続機能		
区 分	内 容	備 考	区 分	内 容	備 考
F O M A サービス契約約款、X i サービス契約約款、5 G サービス契約約款、 <u>ワイドスター通信サービス契約約款</u> 及び <u>ワイドスターⅢ通信サービス契約約款</u> により提供している付加機能接続機能	F O M A サービス契約約款、X i サービス契約約款、5 G サービス契約約款、 <u>ワイドスター通信サービス契約約款</u> 及び <u>ワイドスターⅢ通信サービス契約約款</u> により提供する付加機能であって、接続にあたり当社が当然利用できるものとしている機能	この機能の接続可否については、技術的条件集別表 2 に規定します。	F O M A サービス契約約款、X i サービス契約約款、5 G サービス契約約款及びワイドスター通信サービス契約約款により提供している付加機能接続機能	F O M A サービス契約約款、X i サービス契約約款、5 G サービス契約約款及びワイドスター通信サービス契約約款により提供する付加機能であって、接続にあたり当社が当然利用できるものとしている機能	この機能の接続可否については、技術的条件集別表 2 に規定します。

新	旧
<p><u>附 則 (令和 5 年 9 月 26 日経企第 2251 号)</u> <u>(実施期日)</u> <u>1 この改正規定は、令和 5 年 10 月 11 日から実施します。</u></p>	